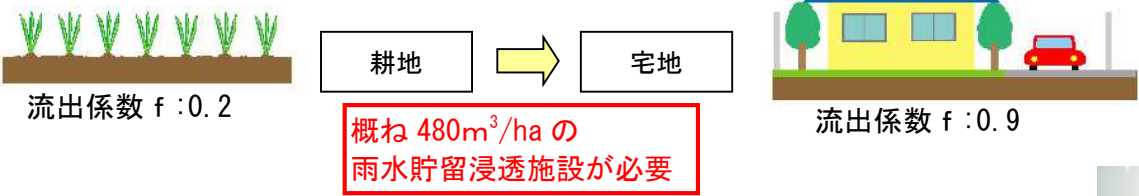


■雨水浸透阻害行為における対策工事の例

鶴見川流域で次のような 1ha 規模（＝10,000m²規模）の雨水浸透阻害行為を行った場合の対策工事は概ね以下ようになります。

①「宅地等」にするために行う土地の形質の変更



②ローラー等により土地を締め固める行為



■特定都市河川浸水被害対策法 原文 （抜粋）

【雨水浸透阻害行為の許可】

第三十条 特定都市河川流域内の宅地等以外の土地において、次に掲げる行為（流域水害対策計画に基づいて行われる行為を除く。以下「雨水浸透阻害行為」という。）であって雨水の浸透を著しく妨げるおそれのあるものとして政令で定める規模以上のものをする者は、あらかじめ、当該雨水浸透阻害行為をする土地の区域に係る都道府県（当該土地の区域が指定都市等の区域内にある場合にあっては、当該指定都市等）の長（以下この節において「都道府県知事等」という。）の許可を受けなければならない。ただし、通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のために必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。

- 一 宅地等にするために行う土地の形質の変更
- 二 土地の舗装（コンクリート等の不浸透性の材料で土地を覆うことをいい、前号に該当するものを除く。）
- 三 前二号に掲げるもののほか、土地からの流出雨水量（地下に浸透しないで他の土地へ流出する雨水の量をいう。以下同じ。）を増加させるおそれのある行為で政令で定めるもの

※指定日時点で次のいずれかに該当する場合は、雨水浸透阻害行為の許可を要しません。

- ①既に工事に着手している行為等
- ②都市計画法第29条に規定する開発行為の許可を要する行為で、既に当該許可を受けているもの等（宅地造成及び特定盛土等規制法第12条に規定する宅地造成に関する工事の許可についても同様）

【申請の手続】

第三十一条 前条の許可を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

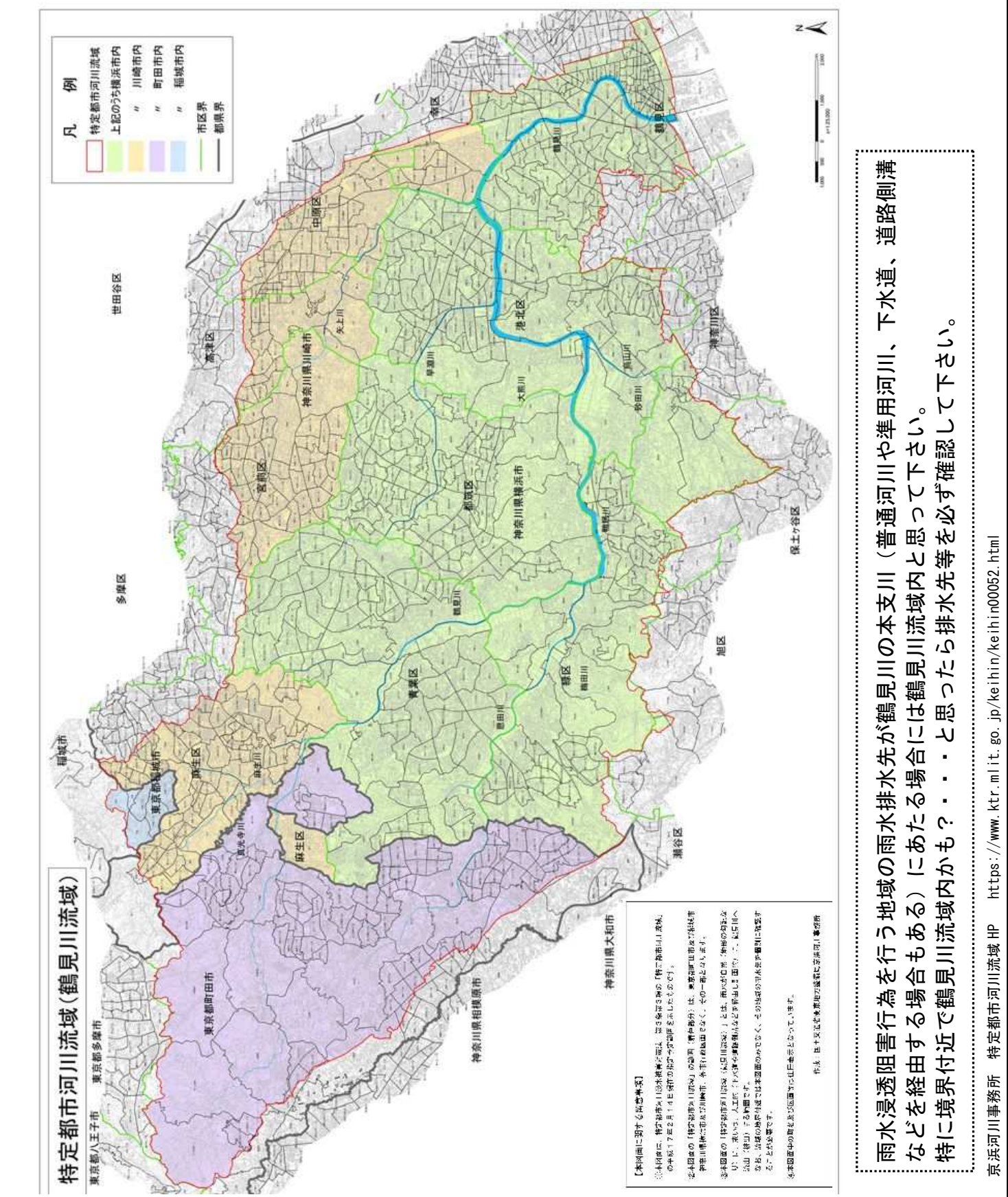
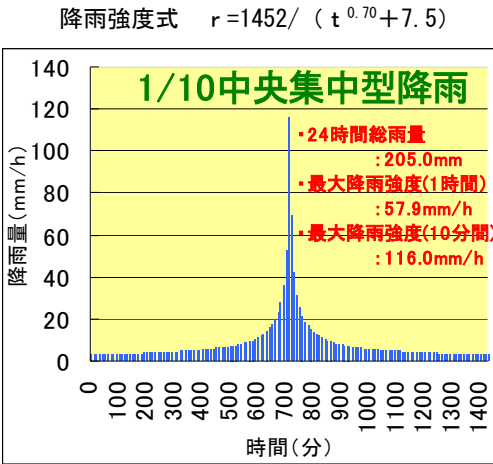
- 一 雨水浸透阻害行為をする土地の区域（以下「行為区域」という。）の位置、区域及び規模
- 二 雨水浸透阻害行為に関する工事の計画
- 三 雨水貯留浸透施設の設置に関する工事その他の行為区域からの雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するため自ら施行しようとする工事（以下「対策工事」という。）の計画
- 四 その他国土交通省令で定める事項

2 前項の申請書には、国土交通省令で定める図書を添付しなければならない。

【許可の基準】

第三十二条 都道府県知事等は、第三十条の許可の申請があったときは、その対策工事の計画が、当該行為区域における雨水浸透阻害行為による流出雨水量の増加を抑制するために必要な措置を政令で定める技術的基準（次条の条例が定められているときは、当該条例で定める技術的基準を含む。第三十八条第二項及び第三項、第三十九条第一項並びに第四十一条第一項第四号において同じ。）に従い講じたものであり、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、その許可をしなければならない。

※ここでの技術的基準には、雨水浸透阻害行為における対策工事の計画に用いる基準降雨を必要とします。鶴見川流域では、右の 1/10 確率降雨を用います。流域の指定日に合わせ都県市の公報により公示されています。



雨水浸透阻害行為を行う地域の雨水排水先が鶴見川の本支川（普通河川や準用河川、下水道、道路側溝などを経由する場合もある）にあたる場合には鶴見川流域内と思ってください。特に境界付近で鶴見川流域内かも？・・・と思ったら排水先等を必ず確認して下さい。

■鶴見川流域への特定都市河川浸水被害対策法の適用に関するお問い合わせ先

◇国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 流域調整課 TEL: 045-503-4009

■鶴見川流域内の雨水浸透阻害行為の許可申請窓口

- ◇東京都内での許可：東京都都市整備局都市基盤部調整課 TEL: 03-5388-3298
- ◇横浜市内での許可：横浜市下水道河川局河川部河川流域管理課 TEL: 045-671-2898
- ◇川崎市内での許可：川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL: 044-200-2904